

真如苑
ひょうご子ども応援基金（第2期）
【募集要項】

第1期から、金額、対象エリアなどを拡充しています



公益財団法人
ひょうごコミュニティ財団
HYOGO COMMUNITY FOUNDATION

本基金について

真如苑は、2006年より地元・東京都多摩地域において「市民活動公募助成」を開始し、翌年、同じく多摩地域で「児童養護施設支援助成」を創設いたしました。その後「自立援助ホーム支援助成」を創設し、現在、全国の自立援助ホームを対象に厳しい状況の子どもたちを支える活動を応援しています。2013年には、東日本大震災の経験から「市民防災・減災活動公募助成」を開始、地域の防災力向上を願って助成を続けています。

また、関西、中部、九州では中間支援組織と協働で、国際協力NGOの活動をサポートする助成事業を継続しています。さらに岩手、京都、沖縄などのコミュニティ財団と共に地域の課題解決に向けた事業も始めることができました。

昨年、縁あってひょうごコミュニティ財団と協力して子どもの貧困や孤立への対策に資する事業への助成を創設いたしました。本年もこの助成を通じて未来を担う子どもたちが健やかに育つお手伝いができれば幸いです。

真如苑

真如苑とは...

真如苑は、開祖の伊藤真乗が昭和13年(1936年)、東京都立川市に開いた仏教教団です。釈尊最後の教えとされる大般涅槃経を根本の經典とし、日常生活を修行の場として、他のために行う利他の実践行を大切にしています。

開祖が一貫して悩み苦しむ方の立場に立ち、その時にできる精一杯の支援活動を続けてきたように、志を同じくする多くの方々とのつながりを大切にしながら教育、障がい者福祉、環境保全、文化芸術や国際協力などの分野での社会貢献活動に取り組んでいます。東日本大震災に際してはボランティアの派遣や専門団体との連携による助成事業など、多方面にわたる支援を現在も継続しています。

1. 助成趣旨

本基金は、居場所づくりや学習支援、生活支援など、子どもの貧困や孤立への対策、あるいは虐待の防止に資する取り組みについて、幅広く応援します。

これらの課題の原因は複合的であり、何が真の解決策か、その特定は容易ではなく、誰を当事者(支援対象)と見なすかについても合意は簡単ではありません。また、1団体だけで解決できる部分は大きくはなく、複数団体の連携や地域(地域団体、学校など)との連携によって取り組んでいくことが求められています。

したがって本助成では、当事者の実情をしっかりと捉えた活動、そして地域の多様な関係者の連携を作り出しながら支援の輪を広げる活動を積極的に応援したいと考えています。

2. 対象団体

兵庫県の神戸・阪神・東播磨のいずれかの地域(神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、明石市、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町)において、子どもの貧困や孤立への対策、あるいは虐待の防止に資する事業を行う非営利団体(法人格の有無や種類は問わない)。

3. 対象となる事業

居場所づくり、学習支援、生活支援、虐待されている子どもの保護など、子どもの貧困や孤立への対策、あるいは虐待の防止に資する事業に助成します。

なお、以下の事業は対象としません。

- ① 営利目的の事業
- ② 政治活動、宗教活動を主たる目的とする団体の事業
- ③ 反社会的勢力の支配下、またはその関係にある団体の事業
- ④ 許認可、認証、および登録等を必要とする事業で、当該事業の許認可、認証、登録等を受けていないもの
- ⑤ 子どもへの飲食提供のみを目的とする事業

4. 助成対象経費

申請事業に直接関わる費用であれば、費目は問いません。

ただし、人件費は助成金額の50%までとします。

5. 助成対象期間

「単年度助成コース」 2017年11月1日(水)～2018年10月31日(水)

「2年継続助成コース」 2017年11月1日(水)～2019年10月31日(木)

※助成金はこの期間に発生する経費について充当する事ができます。

6. 応募締切 10月9日(月・祝) 締切(必着)

※所定の申請書にご記入の上、郵便またはメールにて事務局宛お送りください。

FAXでの提出は受け付けません。

7. 助成額 1件50万円上限/3団体程度(総額110万円)

「単年度助成コース」「2年継続助成コース」の2コースがあります。

どちらかのコースで申請してください。いずれも上限額は50万円(年度あたり)です。

8. 申請書類

申請に当たっては、次の書類をご提出ください。

【必須書類】

①申請書(所定の様式)

※用紙は、ホームページ(<http://hyogo.communityfund.jp/>)からダウンロードいただくか、E-mailまたは電話にてお問い合わせください。当財団事務所でも入手できます。

②団体概要資料(下記a-dの4点)

- a. 団体の規約または定款
 - b. 役員名簿
 - c. 直近の事業報告および収支報告書(または活動報告書、正味財産増減計算書)
 - d. 最新の事業計画および収支予算書(または活動予算書、正味財産増減予算書)
- ※これらが無い場合は、それに準ずるもの(ご相談ください)。

【任意書類】

その他、パンフレットや活動チラシ、掲載新聞記事など、運営状況がわかる資料

9. 選考

選考委員会において選考いたします。

【選考基準】

- a. 当事者の実情やニーズ、地域の課題を的確にとらえているか
- b. 提案する事業は、当事者や地域課題に対する有効な対策となっていると思われるか
- c. 地域の多様な関係者との連携を図ろうとしているか
- d. 事業実施のための計画、予算、人的体制に具体性があるか
- e. 組織の基盤整備が十分ではないが、本事業を通じて強化・発展が期待できる団体など本助成金を必要とする度合いが高い団体や、寄付や事業収益など他の財源では賄えない事業を優先します。

※必要に応じてヒアリングにお伺いしたり、お電話で内容をお聞きすることがあります。

10. 決定通知と助成金の支払い

- 1) 選考結果は、2017年11月中旬までに文書にて通知いたします。
- 2) 助成金は、2017年11月下旬をめぐりに支払います。

11. 報告について

- 1) 2017年4月に中間報告会を開催します。ご参加いただき、報告をお願いします。
- 2) 事業終了後または、助成対象期間終了後2ヶ月以内に「報告書」(所定の様式)をご提出ください。

12. 注意事項

次のような場合は、助成金の交付を中止し、返還を求める場合があります。

- ① 申請事業が全く実施されていなかったり、途中で中止された場合。
- ② 助成金の用途が申請案件以外であったり、不明であることが判明した場合。
- ③ 助成金が不正な利益の所得や供与に使用されるという疑義が持たれた場合。

13. 個別相談について

【個別相談】

随時（1件30分程度） ※要予約（TEL 078-380-3400 までお電話ください）
当財団事務所にて

お問い合わせ・書類送付先

ご不明点等がありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団

〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-7-9 秋毎ビル 3階

TEL:078-380-3400（月～金 /10:00-17:00）FAX:078-367-3337

E-mail: hyogo@communityfund.jp（担当：永田、藤田、実吉、梅内）